

個人情報保護に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本学の業務や教育研究活動の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利および正当な利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、学生、保護者、教職員ならびにこれらに準ずる者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、教職員が職務上取得または作成した個人情報であって、文書、図画、電磁的記録として本学が保有しているものをいう。

(責務)

第 3 条 教職員は、法令およびこの規程を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに保有個人情報の正確性・安全性の確保に努めなければならない。

2 教職員は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり不当な目的に使用したりしてはならない。

3 前項の規定は、教職員がその職を退いた後であっても同様とする。

(個人情報管理者)

第 4 条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、本学の各部門の管理職者をもって充てる。

3 学長は、特に必要と認める場合は前項に定める管理職者以外の者を管理者に指名することができる。

4 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取り扱うよう指導・監督するとともに、第15条から第17条に規定する各請求について、適正に処理する責任を負う。

5 管理者が取り扱う個人情報および所管する保有個人情報の範囲は、本学事務分掌規程に定める分掌による。

(個人情報保護委員会)

第 5 条 個人情報保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会を置く。

2 個人情報保護委員会の構成および運営に関する必要な事項については、別に定める。

(個人情報保護委員会委員長)

第 6 条 個人情報保護委員会委員長は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理について、これを統括する。

2 個人情報保護委員会委員長は、管理者を指導し、個人情報保護に関連する問題が生じた場合には適切に対処するものとする。

(取得・保有の制限)

第 7 条 個人情報の取得および保有は、その利用目的をできるかぎり特定したうえで、当該利用目的の範囲を超えて行ってはならない。

2 前項の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲でなければならない。

(利用目的の明示)

第 8 条 個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、予め当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき

(2) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき

(3) 法令の規定に基づくとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他個人情報保護委員会が相当の理由があると認めたとき

(利用等の制限)

第 9 条 保有個人情報は、その利用目的以外に利用および提供を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の利用および提供を行うことができる。ただし本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りではない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令の規定に基づくとき
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 公衆衛生の向上、学生の健全な育成の推進のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 本学の業務、教育研究活動の遂行上必要な限度で、本学内部において利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があるとき
 - (6) その他個人情報保護委員会が相当の理由があると認めたとき
- 3 管理者は、前項規定による利用または提供を行うときは、個人情報保護委員会に届出なければならない。

(安全性の確保)

第 10 条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、および改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

(正確性の確保)

第 11 条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報の正確性、最新性を維持するよう努めなければならない。

(情報システムにおける管理)

第 12 条 ネットワーク管理者は、電子計算機を用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の管理者と協議のうえ、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機処理を担当する者、および処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、電子計算機を用いて管理する保有個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う扱い)

第 13 条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、受託者が受託に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損および改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のために講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。

(収集の届出)

第 14 条 新たに個人情報を収集するときは、予め次の事項について個人情報保護委員会に届出なければならない。届出た事項を変更、廃止するときも同様とする。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報利用目的
- (3) 個人情報収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録形態
- (7) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

(開示請求)

第 15 条 本人またはその代理人は、当該本人に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示請求にあたっては、本人（または代理人）であることを明らかにしたうえで、次の事項を明記した文書を当該個人情報を所管する管理者あてに提出しなければならない。
 - (1) 所属および氏名
 - (2) 個人情報の名称および記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項
- 3 管理者は、前項の請求を受けたときは、適切な方法を用いてこれを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、一部または全部を開示しないことができる。
 - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利または正当な利益を害するおそれがあるとき

- (2) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (3) 開示することにより本学の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると、個人情報保護委員会が認めたとき
 - (4) その他個人情報保護委員会が相当の理由があると認めたとき
- 4 管理者は、個人情報の全部または一部を開示しないと決定したときは、その理由を開示請求者に通知しなければならない。

(訂正請求)

- 第 16 条 本人またはその代理人は、当該本人に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第 2 項に定める手続に準じて、管理者にその訂正を求めることができる。
- 2 管理者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく事実を調査確認し、その結果に基づき、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 管理者は、前項により訂正を行った場合はその内容、訂正を行わないと決定した場合はその旨、請求者に通知しなければならない。

(利用等停止の請求)

- 第 17 条 本人またはその代理人は、当該本人に関する個人情報が、不当に利用または提供されていると認めたときは、第 15 条第 2 項に定める手続に準じて、管理者にその利用または提供の停止を求めることができる。
- 2 管理者は、前項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な範囲で遅滞なく、当該個人情報の利用または提供を停止しなければならない。
 - 3 管理者は、前項により利用または提供の停止を行ったとき、または停止しないことを決定したときは、その旨、請求者に通知しなければならない。

(不服の申立て)

- 第 18 条 本人またはその代理人は、当該本人に関する個人情報の取扱いに関する管理者の決定に不服がある場合には、その通知を受けた日から 30 日以内に、個人情報保護委員会に対し、不服の申立てをすることができる。
- 2 不服申立てにあたっては、本人（または代理人）であることを明らかにしたうえで、次の事項を明記した文書を総務課に提出しなければならない。
 - (1) 所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項
 - 3 個人情報保護委員会は、不服申立てがあったときは、速やかに審査し、審査終了後、その決定事項を不服申立て人に文書で通知するものとする。
 - 4 個人情報保護委員会は、必要があると認めたときには、当該申立て人、管理者等関係者に対し聴取を行うことができる。

(補 則)

- 第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(所 管 課)

- 第 20 条 この規程の所管課は総務課とする。

(規程の改廃)

- 第 21 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

- 附 則 この規程は、2015 年 4 月 1 日より改正施行する。